

「今村証券約款・規定集」新旧対照表

2025年1月  
(下線部分変更)

新	旧
<p>iPortal (アイ・ポータル) 書面等の電磁的方法による交付等取扱規定</p> <p>第3条 (対象書面) 1 (現行どおり) 2 当社は、対象書面の電子交付を開始する日(以下「開始日」といいます。)を当社ホームページに公表するものとします。</p> <p>3～4 (現行どおり)</p> <p>第4条 (電子交付による提供方法) 1～2 (現行どおり) 3 電子交付された記載事項は、当該記載事項が作成された日から5年間閲覧できます。</p> <p>4～5 (現行どおり)</p> <p>第5条 (書面による例外交付) 本契約が成立した後でも、法令の変更、監督官庁の指示、又は当社の都合により記載事項を電子交付によらず、書面により交付する場合があります。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この改正は、2025年1月15日から施行する。</p>	<p>iPortal (アイ・ポータル) 書面等の電磁的方法による交付等取扱規定</p> <p>第3条 (対象書面) 1 (省 略) 2 当社は、対象書面の電子交付を開始する日(以下「開始日」といいます。)を当社ホームページに公表するものとし、開始日以前に作成された対象書面については書面による交付を行います。</p> <p>3～4 (省 略)</p> <p>第4条 (電子交付による提供方法) 1～2 (省 略)) 3 電子交付された記載事項は、当該記載事項が閲覧可能となった日から5年間閲覧できます。</p> <p>4～5 (省 略)</p> <p>第5条 (書面による例外交付) 本契約が成立した後でも、法令の変更、監督官庁の指示、又は当社の都合により記載事項を電子交付によらず、書面により交付する場合があります。その場合、電子交付は行いません。</p>